

2. 裁判外紛争解決手続（ADR）の活用（補助額上限 5 万円）

補助内容

養育費の取決めを目的として ADR／オンライン ADR（ODR）を利用した際の費用を補助します。

対象経費

- 申立手数料、期日手数料、成立手数料に相当する費用
※申立人または相手方の要望で認証 ADR 事業者が用意する場所以外で実施する場合の賃借費、交通費等の実費は除く

対象者（以下すべてに該当）

- ひとり親家庭の者、または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 養育費の取り決めを目的として ADR を利用し、経費を負担した者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費の領収書等
- 養育費の取決めをしたことが分かる書面
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 認証 ADR 事業者を利用して養育費の取り決めをした書類を作成したとき
-